

## 「薬剤誘発性リンパ球刺激試験に使用する薬剤を誤って患者に投与した事例」 等を掲載

日本医療機能評価機構は、2017年6月29日に「医療事故情報収集等事業第49回報告書」を公表しました。

報告書では、薬剤誘発性リンパ球刺激試験<sup>1)</sup>を担当した看護職が、検体（血液）とともに該当薬剤（アレルゲン）を検査室に提出すべきところ、内服するものと思い込み誤って該当薬剤を患者に投与した事例が取り上げられています。

検査を安全に行うために、看護職は指示の採血をするだけでなく当該検査の目的や方法を正しく理解した上で実施することが求められるため、ご紹介します。

### 【個別のテーマ】

薬剤誘発性リンパ球刺激試験に使用する薬剤を誤って患者に投与した事例

### 【事例の概要】

薬剤誘発性リンパ球刺激試験（以下DLST）に使用する薬剤を誤って患者に投与した。いずれも当該薬剤は医師が処方し、処方コメント欄にDLST用との記載はあったが、他の方法での指示はなかった（漏れていた）。関係者の中には、検査を正しく認識している人もいたが、投薬した看護職は知識や確認が曖昧なまま実施した。

- DLSTが予定されている薬剤は患者のアレルギーの原因と疑われている薬剤であり、誤って投与することにより患者に重大な影響を与える可能性がある
- 検査を正しく理解しておくこと、検査用薬剤を患者に投与しないように手順を決め厳守することが重要である

出典) 公益財団法人 日本医療機能評価機構 医療事故防止事業部: 医療事故情報収集等事業第49回報告書(2017年1月～3月)2017年6月29日一部改変

担当する患者の検査や処置について知識がない場合は、調べたり他のスタッフに尋ねたりして、理解してから実施することが基本です。また、DLST用の処方薬が他の内服薬と同じ薬袋・処方箋控えで病棟に届く場合は、誤るリスクの低減にむけ改善が望まれます。

報告書では、他にも、「清潔野において容器に入った薬剤を誤って使用した事例」「麻酔器に関連した事例」が掲載されています。報告書は、同機構HP（<http://www.med-safe.jp/contents/report/analysis.html>）でご覧いただけます。

1) 薬剤アレルギーの診断に用いられる検査法。検体（血液）とともに該当薬剤（アレルゲン）を検査室に提出し行う。